

木造建築の現状（法令等による制限）

■1950年（昭和25年）～

- ・最高高さ13m超、軒高9m超、延床3,000㎡超は木造不可
- ・一定の規模以上の特殊建築物は耐火構造（RC造またはS造のみ）
- ・防火地域または準防火地域で一定規模以上は耐火構造（RC造またはS造のみ）

■1987年（昭和62年）～

- ・木造による「準耐火建築物」が可能になる（燃え代設計等）

■2000年（平成12年）～

- ・木造による「耐火建築物」が可能になる（耐火性能検証法、大臣認定工法）

■2015年（平成27年）～

- ・その他建築物が木造3階建て3,000㎡の防火区画で面積制限なく建設可能（1,000㎡ごとの防火壁も必要）
- ・木造3階建て1時間準耐火建築物で共同住宅または学校等であれば防火区画すれば面積制限なく建設可能
- ・木造1時間耐火構造の告示化（強化石膏ボード2重貼りなど）
- ・木造による2時間耐火構造の個別認定により14階建てが可能になる
- ・柱と梁に関しては3時間耐火構造の個別認定もあり

■2019年（令和元年）～【2019.6月予定】

- ・最高高さ16m以下、3階建て以下が耐火構造の対象外になる
- ・さらに最高高さ16m超、4階建て以上は1時間以上の準耐火構造で可能になる
- ・3階以上の特殊建築物も1時間以上の準耐火構造で可能となる

※今後の法改正では消防力を加味した設計など、建物全体の総合的な防火性能を評価する必要がある

高さ、規模による規制【2019.5月現在】

高さ／軒高	階数		3,000㎡超
13m超/9m超	4～	耐火建築物	
	3	1時間準耐火の措置	耐火建築物
	2	1時間準耐火の措置又は	
	1	30分の過熱に耐える措置	
13m以下/9m以下		裸木造で可能	

防火地域の規制【2019.5月現在】

階数	100㎡以下	100㎡超
4～	耐火建築物	
3		
2	準耐火建築物	
1		

準防火地域の規制【2019.5月現在】

階数	500㎡以下	500㎡超 1,500㎡以下	1,500㎡超
4～	耐火建築物		
3	一定の防火措置	準耐火建築物	
2	防火構造の		
1	建築物		

建物用途による規制【2019.5月現在】

特殊建築物で3階以上（学校等や共同住宅を除く）	耐火建築物
-------------------------	-------

■北千里小学校跡地複合施設：法22条地域（防火・準防火地域外）

■北部消防庁舎等複合施設：防火地域